

○学校法人青山学院院長の職務、待遇等に関する規則

(2010年6月24日理事会承認)

改正 2016年1月6日 2022年5月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人青山学院寄附行為及び学校法人青山学院寄附行為細則(以下「寄附行為細則」という。)に規定するもののほか、学校法人青山学院(以下「本法人」という。)に置く院長について、必要な事項を定めるものとする。

(院長の職務)

第2条 院長は、寄附行為細則第3条に規定する事項に加え、必要に応じて本法人が設置する学校の講義等を担当することができる。

(院長の待遇等)

第3条 寄附行為細則第11条第3項に規定する職員(以下「職員」という。)が院長に就任した場合の待遇等は、本法人の諸規則の定めるところによる。

2 職員以外の者が院長に就任した場合の待遇等は、次条及び第5条に規定するものを除き、理事長又は常務理事に準じた取扱いとする。

(院長の報酬等)

第4条 前条第2項に規定する院長(以下この条及び次条第1項において「院長」という。)に対しては、次項から第4項までの規定により、次の報酬(以下「院長報酬」という。)を支給する。

(1) 院長基本報酬

(2) 院長職務手当

(3) 院長期末手当

2 院長基本報酬は、別表に規定する院長基本報酬表に基づき、理事会の承認を得て決定した月額を毎月支給する。

3 院長職務手当は、月額200,000円を毎月支給する。

4 院長期末手当は、青山学院給与規則施行細則第8条第2項に規定する基準日(以下「基準日」という。)に在任する院長に対し、支給する。この場合において、院長期末手当の金額は、当年度の職員に適用する基準日に基づく期末手当の基準額に対する率と同基準日に基づく勤勉手当の基準額に対する率を合算して得た数値に、第2項の院長基本報酬及び前項の院長職務手当の月額の合計額を乗じて得たものとする。

5 前各項に規定するもののほか、院長が退任したときは、院長退任慰労金を支給する。この場合において、院長退任慰労金の金額は、第2項に規定する院長基本報酬の月額に係数1.8を乗じて得た金額に、院長として在任した年数を乗じて得た金額に相当する額とする。

6 前各項に規定するもののほか、院長報酬及び院長退任慰労金については、学校法人青山学院役員報酬、役員退任慰労金等に関する規則第4条第3項、第5条第3項、第6条第2項、第7条第1項、第8条、第11条、第12条(第1項、第3項及び第4項を除く。)、第13条、第14条、第19条及び第20条の規定を準用する。この場合において、同規則第4条第3項及び第7条第1項中「役員基本報酬及び役員職務手当」とあるのは「院長基本報酬及び院長職務手当」と、第5条第3項中「役員基本報酬」とあるのは「院長基本報酬」と、第6条第2項及び第8条中「役員職務手当」とあるのは「院長職務手当」と、第11条中「賞与」とあるのは「院長期末手当」と、第12条、第13条及び第14条中「役員退任慰労金」とあるのは「院長退任慰労金」と、第19条及び第20条中「報酬等」とあるのは「院長報酬及び院長退任慰労金」と、それぞれ読み替えるものとする。

(費用)

第5条 院長に支給する交通費は、学校法人青山学院通勤手当支給内規及び学校法人青山学院自転車等交通用具の通勤等での使用に関する内規の規定の例による。

2 院長に支給する旅費は、学校法人青山学院役員旅費規則の規定の例による。

3 院長に支給する活動補助費は、役職者活動補助費支給に関する内規の定めるところによる。

(所管)

第6条 この規則は、法人本部総務部が所管する。

2 この規則に定める事務は、法人本部人事部及び法人本部総務部が所管する。

(改廃手続)

第7条 この規則の改廃は、常務委員会及び常務理事会で協議し、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

附 則

この規則は、2010年7月1日から施行する。

附 則(2016年1月6日)

この規則は、2016年1月7日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2022年5月26日)

この規則は、2022年7月1日から施行する。

別表(第4条関係)

院長基本報酬 (単位：円)

号俸	月額
1	950,000
2	900,000
3	860,000
4	820,000
5	780,000
6	740,000
7	710,000
8	680,000
9	650,000
10	620,000